平成22年度 下関市包括外部監査の結果及び意見の概要

下関市包括外部監査人 松本 幸大

第1. 包括外部監査の概要

1. 選定した特定の事件

水道事業の財務事務の執行と経営に係る事業の管理について (選定理由)

水道事業は下関市民の重要な生活基盤の一つであり、安全な水を常時安定的に供給する 責務を負っている。下関市の水道普及率は96.6%(平成22年3月31日現在)に達して おり、水道事業の基盤整備は概ね完成に至ったと考えられるが、老朽化施設の更新に向け た財源確保や、平成17年の1市4町合併に伴う施設管理・運営面における課題等、さま ざまな課題を抱えていることも事実である。

また、水道事業には地方公営企業法が適用され、受益者負担を原則として、水道利用者たる市民が負担する水道料金収入による独立採算制での管理・運営が求められる。そのため、効率的な事業運営がなされたうえで合理的に水道料金が算定されているのかは市民の重要な関心事といえる。

以上より、水道事業が経済的かつ効率的に実施されていることを確認することは有意義 であると判断して、特定の事件に選定した。

2. 監查対象機関

下関市上下水道局

3. 主たる監査要点

- (1) 料金算定は適切に行われているか。
- (2) 水道料金の徴収・滞納管理は適切に行われているか。
- (3) 会計処理は地方公営企業法等に則って適正に行われているか。
- (4) 入札・契約の方法は、法令等に準拠して適正に行われているか。
- (5) 出納管理は所定の手続にしたがって適正に行われているか。
- (6) 固定資産の管理が適切に行われているか。
- (7) 事務、事業が経済性、効率性、有効性の観点から適切に執行されているか。

第2. 監査の結果及び意見

1. 料金設定

- (1) 適切な資産維持費の確保と段階的な料金改定の実施
 - 1) 適切な料金水準に向けての段階的な料金改定の実施(意見)

下関市では平成23年4月に水道料金改定を予定しているが、前回料金改定から既に約15年が経過している。長期的な投資計画にもとづく将来の資金需要に対する健全な対処が可能となるよう、自己資本の充実を念頭に置いて、適切な料金水準に向けての段階的な料金改定の実施が望まれる。

2) 総括原価に含める資産維持費の水準(平成23年4月改定予定分)(意見)

下関市の平成23年4月予定の料金改定案においては施設実体の維持等に必要な資産維持費が総括原価に含まれていない。

急激な料金改定は安易に認められるべきではないが、段階的にではあっても、将来の投資計画等に照らして適切な水準の資産維持費を確保できる資産維持率の設定と、これに基づく料金改定の実施が望まれる。

- (2) 総括原価への算入項目の決定及びその算定
 - 1) 休止固定資産及び繰延勘定の償却費(意見)

休止固定資産の減価償却費(年額2,286千円)や繰延勘定償却費(年額43,066千円) が総括原価に含まれているが、水道料金算定要領によれば、総括原価に含めるべき営業費 用の範囲は水道施設を維持管理していくために必要とされる費用であるとされている。

休止固定資産の減価償却費や繰延勘定償却費は料金算定期間の水道施設の維持管理に 係る費用には当たらないと考えられるため、今後の料金改定に際し、当該費用の取扱いに ついて再考が望まれる。

2) 下水道使用料徴収受託料撤廃による影響(意見)

下水道使用料の徴収事務受託に伴う「下水道使用料徴収受託料」は、平成19年度の下水道事業との事業統合以降は下水道事業会計に予算計上されなくなったため、実質的に上水道の負担によって下水道使用料の徴収事務を行っている状況である。

料金算定における総括原価の算定に際しては、本来下水道の負担に帰すべき費用を含めるべきではなく、上水道事業に係る費用のみをもって総括原価を算定すべきであり、今後の料金改定において改善が望まれる。

3) 退職給与金の算定根拠(意見)

総括原価の算定に際しては、期間的な負担の公平が保たれるよう配慮すべきことが求められている。現状の退職給与金は支払所要額に基づき計算されているが、期間的な負担の公平を担保すべく、退職給与引当金制度を導入し、これに基づき総括原価の退職給与金を算定することが望まれる。

(3) 総括原価の基本料金と水量料金への配賦(検針集金費)(意見)

平成23年の料金改定案においては検針集金費を水量料金に配賦しているが、検針集金費は使用水量にかかわらず各使用者に対して均等に発生する費用であり、本来基本料金に含めるべきものである。検針集金費を水量料金に配賦することは、結果として本来少量使用者に課すべき費用を大量使用者に転嫁するものであるため、今後の料金改定の過程で将来的には原則通り基本料金に配賦することが望まれる。

2. 水道料金の徴収・滞納管理

(1) 口座制推進策の実施(意見)

現在、水道料金の滞納の発生額は年々増加傾向にあり、今後の収納率の向上が望まれる。 現在、上下水道局が行っている口座制推進策は、広報誌等による PR 活動が中心であり、 今後、割引制度等の口座制推進策の費用対効果を勘案しつつ、その導入について検討して いくことが望まれる。

(2) 滞納発生原因ごとの集計と分析(意見)

現在、上下水道局では、滞納発生原因ごとの滞納件数及び金額を集計していないとのことであり、滞納発生原因等を分析するための基礎となる情報はない。滞納発生原因等を分析する情報を収集し、そのうえで、民間の受託会社の協力を仰ぎ、滞納発生原因等の分析結果を利用した、より効率的な滞納回収のための体制づくりや回収方法の更なる改善を実施していくことが望ましい。

(3) 市役所との連携(意見)

上下水道局では、本年度から下関市が組織する「下関市債権管理委員会」への参加を 決定している。「下関市債権管理委員会」は下関市会計規則第 120 条に基づき設置され、 下関市の債権管理事務を総括し、債務者の滞納に対する措置を審議する機関である。本年 度からの参加であるため、具体的な措置の内容については現在協議中とのことである。

このような委員会等を通じて、個人情報保護法や下関市個人情報保護条例の適用にも 配慮して市役所と上下水道局が債権の滞納情報を共有し、連携を取りやすくするような枠 組みを早期に構築していくことが望まれる。

3. 会計処理

(1) 営業費用の期間帰属について(指摘事項)

地方公営企業法第 20 条に基づき、すべての収益・費用について発生主義の原則によって会計処理を行うべきであるが、平成 20 年度に発生した費用であるにもかかわらず、平成 21 年度の費用として計上されているものがあった。

当該費用は平成21年度支払時点の費用とするのではなく、平成20年度に未払金計上すべきであったと考えられる。

(2) 営業費用間の按分について(意見)

複数の費用科目にまたがる請求額についてまとめて請求を受けた場合に特定の費用科目に一括して計上しているものがある。

合理的な按分計算が可能な費用については、発生した費用を適切な費用科目に按分して 計上することが望ましい。

(3) 退職給付引当金(指摘事項)

下関市上下水道局は、毎年度退職給与金の不用額を退職給与引当金として積み立てているが、期末日の債務の適切な表示、適正な期間損益計算及び料金算定における適切な総括原価認識を可能とするためには、退職給与引当金の会計処理方法として退職金にかかる費用を全勤務期間に負担させる期末要支給額による方法を適用すべきである。

(4) 修繕引当金(指摘事項)

貸借対照表上、修繕引当金の計上はなされていないが、期末日の債務の適切な表示、適 正な期間損益計算及び料金算定における適切な総括原価認識のためには、大規模修繕につ いては修繕引当金を計上すべきである。

(5) 繰延勘定(意見)

新長府浄水場移転計画のために支出された種々の事業費が、当該移転計画の中止に伴い繰延勘定として計上されている。建設改良費に係る調査費について開発費として繰延勘定に整理する会計処理は、一般に公正妥当と認められる会計処理方法と考えられるが、調査費の範囲について明確な基準はない。

調査費の範囲を明確にしたうえで、当該調査費に該当しないもので、建設仮勘定に計上されたものの計画が中止になってしまった支出に関しては、繰延勘定に計上せず、固定資産除却損として会計処理することが望ましい。

(6) 豊浦不明残高の処理(指摘事項)

総勘定元帳を通査したところ、平成21年度末時点で、預り金の中に内容不明のものが存在していた(1,257千円)。

帳簿上、内容不明の残高が存在することは望ましくないため、当該内容についてさらに 調査し、それでも依然として内容が不明であるならば雑収入として処理すべきである。

4. 入札・契約

(1) 入札・契約の実施状況

1) 公開見積合せについて (意見)

少額の物品購入の契約に関しては、事務の煩雑性とその費用対効果を勘案して、一般競争入札を行っていない代わりに公開見積合せを実施している。当該制度をさらに活用するために下関市や上下水道局のホームページ等に掲載し、公開見積合せの実施を広く周知することが望ましい。

(2) 業務委託の状況(意見)(指摘事項)

(意見)

導・送・配・給水管修繕待機業務は、業者の見積もり及び過去の契約を参考に予定価格を決定しているが、料金改定に合せて各業務の費用削減が求められる現状においては、業務の内容と関与する人員等が明確な業務の予定価格は、前年度の実績のみならず積算基準による方法が望ましい。

(指摘事項)

北部事務所における3つの待機業務契約は、それぞれ過去の契約額を予定価格として利用しているため、同一の業務であるものの地域によって予定価格が異なっている。同一の業務については同額の予定価格を設定すべきである。

5. 資産管理

(1) 出納管理(指摘事項)

現金実査の結果、上下水道局の現金とは区別されていたが、所有者不明の現金 12 千円 が企画総務課の金庫内に保管されたままになっていた。調査を行ったうえで、適切に処理 すべきである。

(2) たな卸資産等管理

1) 水道メータ(指摘事項) (意見)

(指摘事項)

平成22年3月末の管理簿と日報に差異はなかったが、たな卸結果と固定資産台帳上の 数量を照合した結果差異が生じているものがあった。

当該差異は除却した水道メータの事務処理漏れを原因とするものである。

(意見)

現在、水道メータについて、固定資産台帳とたな卸結果の照合が行われていないが、固定資産の管理業務の有効性を高めるためには、固定資産台帳の記載と固定資産の実体は一致していることが求められる。

月次で水道メータの実体が把握可能であるならば、現在のたな卸の結果報告に合せて、 固定資産台帳との照合を行うことが望ましい。

(3) 固定資産管理

1) 経営統合等に伴う固定資産の管理について (意見)

経営統合等に際して固定資産台帳が適切に引き継がれていることを確認するために、過去の固定資産明細表の提出を依頼したが、該当資料が存在しない場合があった。

事後的な検証を可能にするために、決算書作成のための各種の基礎資料については、保 存期間を長期化することが望ましい。

2) 固定資産の取得について(意見) (指摘事項)

(意見)

固定資産の新規取得について検証した結果、実際の取得日(完成検査日、納品日等)ではなく固定資産システムへの登録日を取得日として登録しているものがあった。

資産取得状況を正確に把握するためには、実際の取得日をもって固定資産システム上の 取得年月日とすることが望ましい。

(指摘事項)

固定資産システムへの登録に際して誤った耐用年数で登録されているものがあった。 耐用年数については地方公営企業法施行規則別表第2号に則って正確に登録すべきで ある。

3) 資産の除却(指摘事項)

類似する複数の資産を一つの資産番号で登録している場合があるが、資産番号を分けて 登録すべきである。また、このような場合において、その一部が撤去された場合には、撤 去された部分に該当する金額を除却処理すべきである。

4) 現物管理について

① 実地照合の実施頻度について (意見)

固定資産の実地照合については、少なくとも3年に1回の頻度で実施する旨の規定がある。一方で決算品と貯蔵品は年1回の現物調査を行う旨の定めがある。有形固定資産としての工具・器具備品と決算品を外見上判別することは容易ではないため、実地照合に際して両者を混同するおそれがある。

有形固定資産のうち、工具・器具備品については決算品、貯蔵品と同時に年1度の現物 調査(実地照合)を実施することが望ましい。

② 実地照合の実施方法について (意見)

実地照合を正確に実施できるように、また、実地照合結果を有効に利用できるように、 実施マニュアル等を作成し、適宜見直していくことが望ましい。

5) 建設仮勘定について(指摘事項)

現状の建設仮勘定についての会計処理方法は曖昧である。固定資産の取得に要する支出を建設仮勘定に計上する場合には、あらかじめどのような資産にどの程度の金額を配賦するかの基準を明確にするべきであり、当該配賦基準を設けることが困難な場合には建設仮勘定に計上せず、発生年度の費用として処理すべきである。

6. 人件費

(1) 建設改良費に含まれる職員給与費について (意見)

建設工事予算や支出額は毎年変動しているが、資本勘定職員数は毎年30名で変動がない。

資本勘定職員数については特に見直しは行っておらず、資本勘定職員数の算定方法については明確な基準はないとのことであるが、適正な財政状態、経営成績を開示する観点から考えると、損益勘定職員と資本勘定職員との区分について合理的な基準を設け、これにしたがって、毎年度、損益勘定職員と資本勘定職員の人数を見直していくことが望ましい。

7. 地方公営企業会計制度の見直し

(1) 地方公営企業会計制度の見直しへの対応 (将来に向けて)

「地方公営企業会計制度等研究会」において、これからの地方公営企業にふさわしい会計制度のあり方が検討されている。

地方公営企業会計基準が改正された場合、各種システム改修や決算処理に必要な追加の情報収集、及び経理担当職員への教育等、さまざまな実務上の負担が増加することは想像に難くない。現時点での大まかなシミュレーションを行い、地方公営企業会計基準の改正が実行に移された際に必要な対応等について事前に検討を進めていくことが望まれる。

8. その他

(1) 関下関市水道サービス公社への業務委託について(指摘事項)

関下関市水道サービス公社へ委託している業務の予定価格及び契約額は、関下関市水道 サービス公社の予算額をもって予定価格及び契約額としている。

関下関市水道サービス公社への委託業務の予定価格は、委託する個々の業務ごとに必要な費用を見積もる方法で算定すべきである。

(2) 下水道事業で発覚した不適切な経理処理への対応状況及び同時に発覚した決算品のたな卸態勢の不備について(意見)

不適切な経理処理(不正経理)への対応として、購入備品の年1回の実地調査(現物調査)を徹底するとされているが、実地調査を行うための実施マニュアル等は存在しない。 実地調査の非効率性を排除し、各課での実地調査の実施水準を一定以上に保つために以下の内部統制を構築する必要がある。

- ① 実地調査手続書や注意点を記載したマニュアル等を整備・運用する。
- ② 実地調査の実施に先立ち、実地調査責任部署を定め、実地調査計画策定、各部署への連絡、実地調査結果情報を漏れなく収集する体制を整備・運用する。

以上